

情報ぎゅらりー

市役所 〒276-8501 大和田新田 312-5
☎483-1151 (代表)

国民年金保険料の免除などの申請は7月3日(月)から

5年7月～6年6月までの国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予の申請の受け付けを開始します。希望する人は申請してください。退職や失業で保険料の納付が困難な人には、特例免除があります。

申請は、年金手帳または基礎年金番号通知書、退職が理由の人は退職日が確認できる雇用保険受給資格者証、雇用保険離職票などの写しを、国保年金課または支所・連絡所へお持ちください。郵送でも申請できます。本人の所得のほか、配偶者や本人以外の世帯主に一定以上の所得がある時は承認されない場合もあります。詳しくは国保年金課☎421-6744へ。

特定小型原動機付自転車のナンバープレート交付を開始

7月3日(月)から、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)用ナンバープレートの交付を開始します。以下の要件に全て該当するものが対象です。

▶該当車両 電気式電動機付自転車 ▶定格出力 0.60kW以下 ▶長さ 1.9m以下 ▶幅 0.6m以下 ▶最高速度20km/h以下 申請手続きの詳細は、市HPを確認してください。(市民税課☎421-6692)

生垣や庭、農園などで農薬を使用するときの注意

なるべく農薬を使わないよう心掛け、使うときには、周りに健康被害が起きないように気をつけましょう。

■農薬使用の回数と量を減らすには
①病害虫や雑草の早期発見に努め対処する、②病害虫の発生を確認せずに定期的に農薬散布することはやめる、③病害虫に強い作物や樹木、品種を選ぶ、④連作を避けるなど病害虫が発生しづらい栽培方法を検討する、⑤なるべく農薬を使わずに防除する
■農薬を使わなければならないときは ①飛散しない農薬を選ぶ、②風の少ない日など天候や時間帯を選ぶ、③事前に周囲に住んでいる人に十分な周知を行う、④むやみに農薬を混ぜないなど使用基準を守る(環境保全課☎421-6765・農政課☎421-6763)



浄化槽の維持管理は適切に

■浄化槽の清掃と保守点検を
浄化槽内部では、汚泥が徐々にたまり、そのまま放置すると放流水とともに流れ出てしまうだけでなく、浄化槽の機能不良の原因にもなります。浄化槽を使っている家庭では、維持管理が義務付けられています。保守点検は千葉県に登録されている業者と、清掃は市の許可業者と契約し、維持管理に努めてください。年1回の水質検査も義務付けられています。(環境保全課☎421-6765)

あき地の雑草除去を

あき地の雑草が伸びた状態を放置すると、虫が発生したり、ごみが捨てられやすくなります。また、防犯上の観点から近隣の住民に迷惑をかけることがあります。あき地の所有者・管理者は、最低年2回程度は雑草を刈り取り、適切な管理に努めてください。(環境保全課☎421-6765)

スズメバチなどの駆除用防護服を貸し出します

市内在住か在勤で、市内でスズメバチなどの駆除を行う人に、防護服を無料で貸し出します。貸出条件を確認してもらう必要があるため、必ず事前に環境保全課☎421-6765まで連絡してください。詳細は市HPを確認してください。

保健
保健センター
〒276-0042 ゆりのき台2-10
母子保健課 ☎486-7250
健康づくり課 ☎483-4646

母子保健課 麻しん風しん混合予防接種(MR)はお済みですか

▶対象 第1期…生後1歳～2歳未満、第2期…平成29年4月2日～30年4月1日生まれ(小学校就学前の1年間) ※第2期の接種期限は6年3月31日まで ▶費用 公費(無料) ▶ワクチンの種類 原則として麻しん風しん混合ワクチン
接種していない人は、定期予防接種委託医療機関でなるべく早めに受けましょう。予診票を紛失した人や市外の医療機関で接種希望の人は母子保健課にご連絡ください。

日本脳炎の予防接種を受けましょう

個別に予診票や案内を送付しています。対象年齢、接種回数等を確認のうえ、市内の委託医療機関で受けてください。
▶第1期(3回接種): 出生月の翌月の月末に予診票を送付(2年2月生まれから) ▶第2期(1回接種): 9歳の誕生日の前月末に予診票を送付 ▶18歳(平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ)で第2期の接種歴が保健センターに登録されていない人には、6月下旬にはがきで接種方法を案内しています。
なお、平成17年度から21年度にかけて、接種を行う機会を逃した人(平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで20歳未満の人)は、1期・2期の不足分の接種を20歳未満までに受けることができますので、市HPを確認または母子保健課までお問い合わせください。

離乳食教室

栄養士による離乳食の進め方の講話や離乳食の見本の展示など。7か月～1歳くらいの子を持つ保護者対象。各回先着15組。母子健康手帳、筆記用具持参

▶日時 7月20日(木)①午前10時30分～11時30分、②午後1時45分～2時45分。15分前から受け付け ▶場所 保健センター ▶申し込み 右のらくらく★かんたん予防接種ナビから予約



赤ちゃんが生まれたら「出生連絡票」の提出を忘れずに

出生後の赤ちゃんの様子やお母さんの体調について伺い、状況に応じて、電話や訪問による育児相談や赤ちゃんの成長の確認、母子保健サービスの紹介などを行っています。生後1か月以内に、出生連絡票(母子健康手帳交付時に交付)を子ども福祉課、支所・連絡所、母子保健課(保健センター内)に持参または郵送してください。出生連絡票のかわりに市HPから電子申請もできます。

妊婦歯科健診を受けましょう

妊娠中はホルモンバランスの変化やつわりによって、むし歯や歯周病などのトラブルが起こりやすい時期です。安定期に入ったら歯科健診を受けましょう。母子健康手帳交付時に配布している「妊婦歯科健康診査受診券」を使って、妊娠中に1回、市内の歯科委託医療機関で受けることができます。受診方法などは右のコードから、かんたん動画やちよニュースクリップで見られます。



健康づくり課 習志野保健所から

■精神保健福祉相談(予約制)
精神疾患や心の健康について精神科医が相談をお受けします。
▶日時/場所 7月3日(月)午後2時から/八千代市障害者福祉センター、7月11日(火)午後2時から/習志野保健所 ▶申し込み 地域保健課☎475-5152

夜間・休日急病診療
◆急病のときは、まず、当番医で受診を
テレホン案内

月～金曜日 19:00～翌8:30	内科系(小児科) ☎482-6870
土曜日 17:00～翌8:30	外科系・その他の科目 ☎482-6871
日曜日・祝日 年末年始 8:30～翌8:30	歯科☎482-6872 ※小児科・その他の科目・歯科は、日曜・祝日・年末年始の8:30～17:00のみ

つながらないときは、市役所☎483-1151か消防本部☎459-2441へ。当番医は、市ホームページでも見られます。

やちよ夜間小児急病センター
東京女子医科大学八千代医療センター内
毎日18～23時 ☎458-6090
※23時以降は☎450-6000へ

具合が悪くなり、当番医での受診が必要か判断に迷う時などに看護師や医師が電話で相談に応じます。

【小児】こども急病電話相談
毎日19時～翌朝6時 局番なしの ☎#8000
※ダイヤル回線、IP電話、光電話からは☎043-242-9939

【小児以外】救急安心電話相談
平日・土曜18時～翌朝6時、日曜・祝日・年末年始9時～翌朝6時 局番なしの ☎#7009
※ダイヤル回線、IP電話、光電話からは☎03-6735-8305

火災・救急時には **119** 番

救急車の適正利用にご協力ください	出動件数	5月	1～5月
	救急	997件	4,542件
	火災・その他	57件	283件

火災場所の問い合わせは☎459-0119へ

コロナに関する受診・相談

発熱などの症状が出たときは、かかりつけの医療機関又は下記二次元コードにて「県内外来対応医療機関」を検索し、電話で連絡を。どこで受診したらよいかわからない場合や、自宅療養中に症状が重くなったとき等の困ったときの相談は下記相談窓口へ。

相談窓口

- 千葉県新型コロナウイルス感染症相談センター(土日祝日含む24時間) ☎0570-200-139
- 八千代市健康づくり課(平日8時30分～17時) ☎047-483-4646

●県内外来対応医療機関

千葉県HP

食中毒を予防しましょう

気温が上がり、湿度が高くなる梅雨から夏にかけて、細菌の活動が活発になり、食中毒が発生しやすくなります。

以下のことに気をつけて、食中毒を予防しましょう。

■細菌をつけない

- ①調理の時は、こまめに手を洗う。
- ②食材は適切な方法で保管する。
- ③調理器具は肉・魚用と野菜用といったように、用途別に使い分ける。

■細菌を増やさない

- ①食品についた菌は時間の経過とともに増えます。調理は迅速にし、調理後は早く食べる。
- ②食品は室温で放置せず、冷蔵庫に保管する。

■細菌をやっつける

- ①加熱は最も効果的な殺菌方法です。加熱が不十分では、食中毒菌が生き残り、食中毒が発生しやすくなるので、中心部までしっかり加熱する。
- ②調理後、器具はよく洗う。熱湯や塩素剤などで消毒すると、より効果的です。